

2024年 2月 19日

各 位

会社名 株式会社シード
代表者 代表取締役社長 浦 壁 昌 広
(コード番号 7743・東証プライム市場)
問い合わせ先 取締役管理本部長 杉山 哲也
TEL 03-3813-1111 (大代表)

新株式発行及び株式売出し並びに親会社以外の支配株主の異動に関するお知らせ

当社は、2024年2月19日開催の取締役会において、新株式発行及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

また、当該新株式発行及び株式売出しにより、当社の親会社以外の支配株主に異動が生じることが見込まれますので、併せてお知らせいたします。

【本資金調達の目的】

当社は1957年10月9日の設立以来、“『眼』の専門総合メーカーとして、お客様の『見える』をサポートする”を使命とし、コンタクトレンズのみならず、コンタクトレンズ・ケア用品等を取り扱い、60年以上に亘り幅広く事業を行っており、現在では日本を中心にアジア地域、ヨーロッパ地域等40以上の国と地域で製品を展開しております。

2004年に国産初となる2週間交換コンタクトレンズを発売、その後2007年7月に埼玉県鴻巣市に鴻巣研究所を竣工し、これも国産では初めてとなる1日使い捨てコンタクトレンズを発売いたしました。この当社主力商品の「シード ワンデーピュア」については、現在はうるおい成分を改良し装用感を向上させ、通常の近視・遠視用に加え、遠近両用や乱視用も取りそろえた「ピュアシリーズ」とし、多様化する顧客ニーズにきめ細かく対応しております。また、従来のコンタクトレンズのみならず、医療用のオルソケラトロジーレンズ※の展開や、高い酸素透過性のシリコンレンズやデバイスを内蔵したスマートコンタクトレンズなどの次世代商品の開発も行っており、『Made in Nippon』と『Japan Quality』のプライドを通じて安全で高品質な製品とサービスを提供することを追求しております。

当社の足元の事業環境としましては、近視人口の増加に加え、行動制限解除に伴う消費活動の活発化と1日使い捨てタイプへのシフトが続いていること、オルソケラトロジーレンズの普及、遠近両用及び乱視用コンタクトレンズ等の伸長により国内のコンタクトレンズ市場は拡大しております。海外のコンタクトレンズ市場につきましても、国や地域による景気の影響がありながらもアフターコロナによる需要拡大と近視人口の増加を要因として伸長しております。

こうした国内外の市場の拡大を背景とし、当社の売上高は順調に推移している一方で、出荷量が供給量を上回る状況が続いており、このような今後の売上拡大の足枷となりうる商品供給力の不足を回避するために、当社は2024年1月12日策定の中期経営計画において、設備投資により生産力の抜本的引き上げによる収益力の強化を成長戦略として掲げ、世界のコンタクトレンズ市場でプレゼンスを発揮することを目標としております。

今般の公募及び第三者割当による新株発行により調達した資金は、現在鴻巣研究所（埼玉県鴻巣市）に建設中の新工場である2号棟別館の建設資金等、及び新工場として計画している4号棟の建設資金等の一部に充当し、商品供給力の強化と開発製造体制の整備により、市場競争力と企業価値の向上に努めてまいります。また、当該新株発行を通じて、プライム市場の上場維持基準への適合も目指していきたいと考えております。併せて、上記の通り支配株主に異動が生じることにより留保金課税の対象外となる見込みであります。

※オルソケラトロジーとは、近視及び近視性乱視の方が寝る時にレンズを装用することで、角膜形状を変化させ、脱着後の裸眼視力を改善させる治療法です。変化した角膜形状は一定時間維持され、その間の裸眼視力は改善されます。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに親会社以外の支配株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

I. 新株式発行及び株式売出し

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 4,550,000株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、2024年2月27日(火)から2024年3月1日(金)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、野村證券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90~1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 2024年3月5日(火)から2024年3月7日(木)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日が2024年2月27日(火)または2024年2月28日(水)の場合は2024年3月5日(火)、発行価格等決定日が2024年2月29日(木)の場合は2024年3月6日(水)、発行価格等決定日が2024年3月1日(金)の場合は2024年3月7日(木)とする。
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 浦壁 昌広に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考>1.を参照のこと。）

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 682,500株
なお、上記売出株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、または本売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売出人 野村證券株式会社
- (3) 売出価格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売出方法 一般募集の需要状況を勘案した上で、野村證券株式会社が当社株主から682,500株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申込期間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受渡期日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 浦壁 昌広に一任

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに親会社以外の支配株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

する。

- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。また、公募による新株式発行が中止となる場合、本売出しも中止される。

3. 第三者割当による新株式発行（後記<ご参考>1. を参照のこと。）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 682,500株
- (2) 払込金額の決定方法 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割当先 野村証券株式会社
- (5) 申込期間（申込期日） 2024年3月26日（火）
- (6) 払込期日 2024年3月27日（水）
- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 上記(5)に記載の申込期間（申込期日）までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 浦壁 昌広に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。また、公募による新株式発行が中止となる場合、本第三者割当による新株式発行も中止される。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村証券株式会社が当社株主から682,500株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、682,500株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を取得させるために、当社は2024年2月19日（月）開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式682,500株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を、2024年3月27日（水）を払込期日として行うことを決議しております。

また、野村証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から2024年3月21日（木）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、またはオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部または一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに親会社以外の支配株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数（以下「取得予定株式数」という。）について、野村證券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行株式数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行株式数がその限度で減少し、または発行そのものが全く行われない場合があります。

野村證券株式会社が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、野村證券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

2. 今回の一般募集及び本件第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	25,033,422株	(2024年2月19日現在)
一般募集による増加株式数	4,550,000株	
一般募集後の発行済株式総数	29,583,422株	
本件第三者割当増資による増加株式数	682,500株	(注)
本件第三者割当増資後の発行済株式総数	30,265,922株	(注)

(注) 前記「3. 第三者割当による新株式発行」(1)に記載の募集株式数の全株に対し野村證券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

3. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

一般募集及び本件第三者割当増資に係る手取概算額合計上限3,621,500,125円について、2026年7月までに、売上・業容拡大に向け、商品供給力の不足を補うため、積極的な設備投資を行い、世界に伍する生産能力の整備を行うことを目的として、当社鴻巣研究所（埼玉県鴻巣市）に建設中の新工場である2号棟別館の建設資金（2024年4月完成予定）及び生産設備資金（2024年8月完成予定）並びに新工場として計画している4号棟の建設資金（2026年1月完成予定）及び生産設備資金（2026年7月完成予定）の一部に全額を充当する予定であります。

具体的な充当時期までは、当社名義の銀行口座にて適切に管理いたします。

なお、設備計画の内容につきましては、2024年2月19日現在（ただし、既支払額については2023年12月31日現在）、以下のとおりとなっております。

会社名	事業名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定額		資金調達 方法	着手及び完了 予定年月		完成後の増 加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
株式会社 鴻巣研究所 (埼玉県鴻巣市)	接触レンズ・ケ ア用品事業	接触レンズ 製造工場建設 (2号棟別館)	1,000,000	—	増資資金、自己 資金及び借入金	2023年 9月	2024年 4月	月産約700万 枚(1日使い 捨てレンズ相 当)	
		接触レンズ 製造設備(2 号棟別館)	3,550,000	—	増資資金、自己 資金及び リース	2024年 4月	2024年 8月		
		土地 (4号棟用地)	1,000,000	—	自己資金及び借 入金	2024年 2月	2024年 2月	月産約1,000 万枚(1日使 い捨てレンズ 相当)	
		接触レンズ 製造工場建設 (4号棟)	6,600,000	—	増資資金、自己 資金及び借入金	2024年 8月	2026年 1月		
		接触レンズ 製造設備(4 号棟)	6,500,000	—	増資資金、自己 資金及び リース	2026年 1月	2026年 7月		
	本社 (東京都文京 区)	本社	統括業務設備	3,280,252	591,916	自己資金 及び借入金	2022年 12月	2024年 5月	—

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに親会社以外の支配株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の調達資金を上記に記載の使途に充当することにより、当社の収益力の向上及び財務体質の強化につながり、当社の中長期的な成長に資するものと考えております。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、安定的な経営基盤の確保に努めるとともに、株主の皆様適切な配当水準による配当継続を実施することを重要課題とし、経営体質強化と事業拡大のための内部留保確保等を勘案した上で、株主の皆様への利益還元を継続していくことを基本方針としております。

この基本方針並びに通期業績予想の修正を踏まえ、2024年3月期の期末配当予想は1株当たり15円としております。

なお、当社は「毎年9月30日を基準日として、中間配当をすることができる。」旨を定款に定めております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記「(1) 利益配分に関する基本方針」に記載のとおりです。

(3) 内部留保資金の使途

上記「(1) 利益配分に関する基本方針」に記載のとおりです。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
1株当たり連結当期純利益金額または 1株当たり連結当期純損失金額(△)	45.13円	46.09円	△12.63円
1株当たり年間配当金 (内1株当たり中間配当金)	12.00円 (—)	12.00円 (—)	12.00円 (—)
実績連結配当性向	26.6%	26.0%	—%
自己資本連結当期純利益率	10.2%	9.7%	△2.6%
連結純資産配当率	2.7%	2.5%	2.5%

(注) 1. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。なお、2023年3月期に関しては、1株当たり連結当期純損失を計上しているため記載しておりません。

2. 自己資本連結当期純利益率は、親会社株主に帰属する当期純利益または親会社株主に帰属する当期純損失を自己資本(純資産合計の期首と期末の平均)で除した数値であります。

3. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産(期首と期末の平均)で除した数値であります。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに親会社以外の支配株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

(3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

①過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期
始 値	810円	784円	517円	546円
高 値	860円	883円	583円	892円
安 値	582円	471円	471円	535円
終 値	790円	521円	546円	732円
株価収益率	17.51倍	11.30倍	—	—

(注) 1 2024年3月期の株価については、2024年2月16日現在で表示しています。

2 株価収益率は決算期末の株価（終値）を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値です。なお、2023年3月期については、1株当たり連結当期純損失を計上しているため記載しておりません。また、2024年3月期については、期中であるため記載しておりません。

③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主である新井隆二及び浦壁昌広は野村證券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、原則として当社株式の売却等を行わない旨並びに新井隆二は、新井隆二が委託者として当社株式の保管及び管理を目的とした信託契約を締結しているみずほ信託銀行株式会社、野村信託銀行株式会社、株式会社SMB C信託銀行及び三井住友信託銀行株式会社（以下「信託銀行」と総称する。）の所有株式についても、信託銀行に同様の行為を行わせない旨合意しております。

また、当社は野村證券株式会社に対し、ロックアップ期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに親会社以外の支配株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

II. 親会社以外の支配株主の異動

1. 異動が生じる経緯

2024年2月19日開催の取締役会において決議しました前記「I. 新株式発行及び株式売出し 1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の新株式発行に伴い、当社の親会社以外の支配株主である新井隆二が支配株主に該当しなくなることが見込まれるものであります。

2. 異動する株主の概要

- (1) 氏 名 新井隆二
(2) 住 所 東京都練馬区
(3) 当社との関係 2023年9月30日現在、当社株式の議決権の59.05%を保有しています（議決権の指図権を留保している信託銀行保管分を含む）。

3. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数及び議決権所有割合

	属性	議決権の数（議決権所有割合）		
		直接所有分	合算対象分	計
異動前 (2023年9月30日現在)	親会社以外の 支配株主	147,689個 (59.02%)	61個 (0.02%)	147,750個 (59.05%)
異動後	主要株主及び 筆頭株主	147,689個 (49.94%)	61個 (0.02%)	147,750個 (49.96%)

- (注) 1. 異動前の議決権所有割合は、2023年9月30日現在の総株主の議決権の数250,232個を基準に算出しております。
2. 直接所有分には、新井隆二氏が議決権の指図権を留保している信託銀行保管分も含めております。
3. 異動後の議決権所有割合は、(注) 1. で用いた総株主の議決権の数250,232個に前記「I. 新株式発行及び株式売出し 1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集により増加する議決権の数45,500個を加算した総株主の議決権の数295,732個を基準に算出しております。
4. 議決権所有割合は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

4. 異動予定年月日

前記「I. 新株式発行及び株式売出し 1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の払込期日。

5. 今後の見通し

当該異動による当社の経営及び業績への影響はありません。なお、当該異動により当社は法人税法上の特定同族会社に該当しなくなるため、留保金課税の対象外となり、当事業年度における法人税額が減少する見込みであります。

以上

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに親会社以外の支配株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。